

市町村コード	142051	
神奈川県	都道府県	
藤沢市	市町村	
事業所税納入済通知書		
所在地及び名称		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
から	まで	20 40 50 30 申 修 更 決 告 正 正 定
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額		
延 滞 金		
過少申告 不申告	加算金	
重 加 算 金		
合 計 金 額		
納期限		領 収 日 付 印
指定金融 機関名 (取りまとめ店)		
上記のとおり通知します。(市町村保管)		藤沢市

市町村コード	142051	
神奈川県	都道府県	
藤沢市	市町村	
事業所税納付書		
所在地及び名称		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
から	まで	20 40 50 30 申 修 更 決 告 正 正 定
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額		
延 滞 金		
過少申告 不申告	加算金	
重 加 算 金		
合 計 金 額		
納期限		領 収 日 付 印
日計	口 円	
上記のとおり納付します。〔公金取扱機関 保管〕		藤沢市

市町村コード	142051	
神奈川県	都道府県	
藤沢市	市町村	
事業所税領収証書		
所在地及び名称		
年度	処理事項	管理番号
事業年度又は課税期間		申告区分
から	まで	20 40 50 30 申 修 更 決 告 正 正 定
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
税 額		
延 滞 金		
過少申告 不申告	加算金	
重 加 算 金		
合 計 金 額		
納期限		領 収 日 付 印
領収書は5年間保存してください。		
※延滞金は、納付当日計算 上記のとおり領収しました。 (納税者保管)		
上記のとおり領収します。		藤沢市

○記載要領

1. 所在地（住所）・名称（氏名）・事業年度は必ず記入してください。
2. 管理番号は藤沢市指定の10ケタの番号を記入してください。
3. 「年度」欄について

藤沢市の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わりますので申告納付期限をこの会計年度にあわせて記入してください。

4. 「区分」欄について
 - ・該当する箇所を○で囲んでください。
 - ・事業年度又は課税期間：納税義務者の事業年度又は課税期間を記入してください。

○参考事項

1. 申告納付の期限は以下のとおりです。
 - ・法人の場合は、各事業年度終了の日から2ヶ月以内です。
 - ・個人の場合は、その年の翌年の3月15日までとなります。なお、それぞれの日が土曜・休日等の場合はその翌日が納期限となります。

2. 延滞金について

原則として納期限後に納付する場合、税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切り捨てる）であるときは、次の割合で計算した延滞金が加算されます。なお、算出した延滞金に100円未満の端数があるとき又は延滞金の合計が1,000円未満のときは切り捨てます。

（延滞金計算の割合）

・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までは、地方税法附則第3条の2で規定する各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合と年7.3%のいずれか低い方を適用し、さらにその翌日からは同条で規定する各年の延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合と年14.6%のいずれか低い方を適用します。

・延滞金の計算は申告区分や申告日、納付日等によって異なります。詳しくは藤沢市納税課までお問い合わせください。

○納付場所及び方法

- 市役所内指定金融機関派出所及び市民センター
- 藤沢市の指定（代理）金融機関及び一部収納代理金融機関
※ゆうちょ銀行等、一部金融機関では取扱いできません。
※国内の本支店に限ります。
※店舗によっては、取扱いが異なる場合があります。
- 詳しくは、藤沢市納税課のホームページをご確認ください。

で 検索してください。

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所 納税課
☎0466-50-3509（直通）